

## 柱5 子どもの成長への支援

### 市の取組と課題

- ◇ 障害の早期発見から健やかな育成のために、母子保健事業等の充実及び、こども発達センターと児童発達支援センターを中心とした療育支援事業を推進します。また、こども園・幼稚園・保育園等での療育支援も充実させるとともに、乳幼児期から成人期まで、ライフステージに応じた切れ目の無い支援体制を整備するため、各関係機関とのさらなる連携強化を図る必要があります。
- ◇ 学齢期では、福祉教育の充実や教職員の専門性を望む声が多く挙がっており、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進していきます。また、放課後等デイサービスや短期入所等のサービス利用のニーズの増加から受け入れ体制の整備に取り組んでいますが、質の向上が課題となっています。

### 目指す方向性

- ① 保健・療育等の充実
- ② 学齢期への支援の充実

⇒各論 柱5

～ ページ

## 柱6 健康・医療体制の充実

### 市の取組と課題

- ◇ 障害の重度化や二次障害の予防のため、健康づくりや介護予防が重要です。
- ◇ 医療的ケアの必要な方への支援が課題となっています。市では、喀痰吸引や経管栄養の医療的ケアに対応できるヘルパーを増やすため、市内の事業所に研修の委託を始めましたが、さらなる具体的な支援体制の構築が求められています。
- ◇ 精神保健福祉手帳の所持者や精神通院における自立支援医療制度の利用者が増加していることから、精神障害者の地域生活を促進・支援の拡充が必要となっています。

### 目指す方向性

- ① 健康管理等の支援
- ② 医療・ケア体制の充実
- ③ 精神保健の充実

⇒各論 柱6

～ ページ

## 柱 7 安全・安心な生活環境の整備

### 市の取組と課題

- ◇ アンケートでは、災害時や緊急時の対応に力を入れてほしいという意見が多く挙がりました。避難行動要支援者への支援システム「柏市防災福祉K-Net」の取り組みを地域の自治体と連携して実施していますが、まだこのシステムの認知度は低いため、今後も積極的に周知及び支援体制に取り組みます。
- ◇ 施設等のバリアフリー化の推進や、点字ブロック周辺の障害物の除去の呼びかけを行いました。今後も、誰もが安心して過ごせる福祉のまちづくりを推進します。



### 目指す方向性

- ① 安全対策(防災、防犯等)の推進
- ② 福祉のまちづくり

⇒各論 柱7

～ ページ

### コラム

# 柱5 子どもの成長への支援

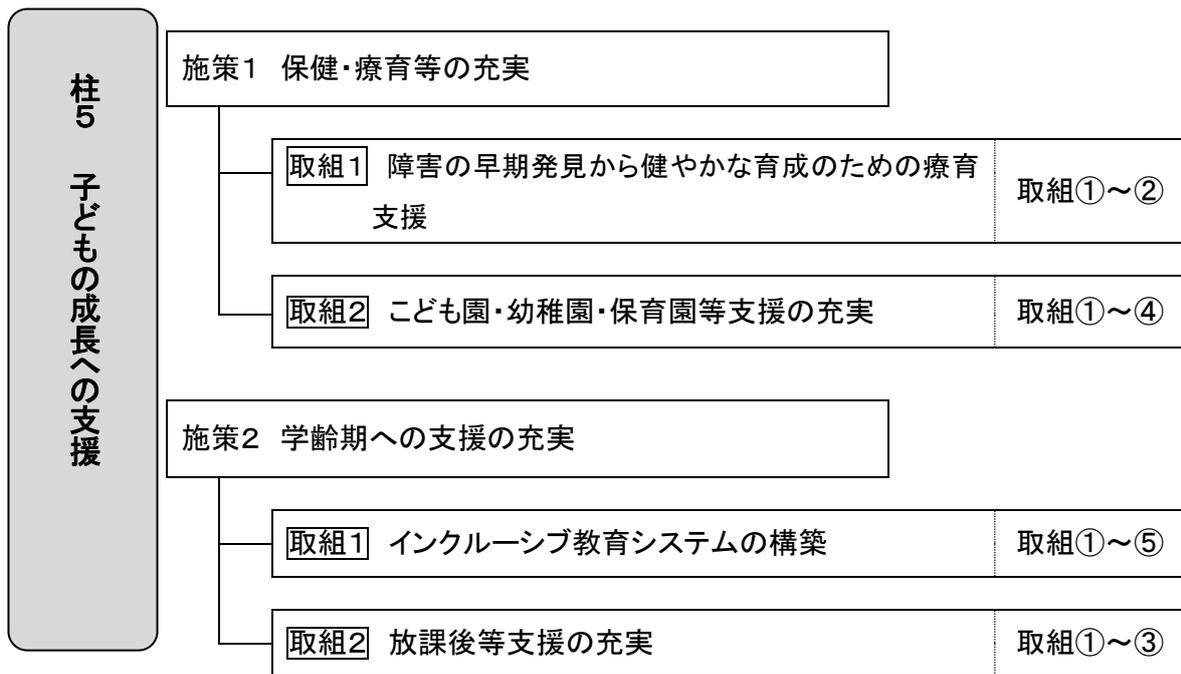
## (1) 基本方針

健診等を活用して障害や発達支援の必要のある児童を早期に把握するとともに、適切な療育や福祉サービスの利用につなげるよう、早期支援の充実を図ります。

幼児期は児童発達支援の活用を図るとともに、こども園・幼稚園・保育園での集団生活をサポートする体制構築に取り組みます。

学齢期は児童の特性に応じた多様な教育環境を整備するとともに、特に不足している肢体不自由児や医療的ケア児への対応も含めて放課後や休日の支援、家族の子育てを支える施策を展開します。ライフステージに応じた切れ目の無い支援と各段階に応じた関係者の連携を強化します。

## (2) 施策の体系



## 施策1 保健・療育等の充実

### (1) 施策の目的

- ▶ こども発達センターと官民の児童発達支援センターを中核とし、障害のある児童や発達支援の必要な児童の早期発見とフォロー体制、児童発達支援の充実を図ります。
- ▶ こども園・幼稚園・保育園をサポートし、適切な療育支援が受けられ、地域で育つ環境を整備します。

### (2) 現状と主な課題

#### ■ 障害の早期発見から健やかな育成のための療育支援

市では、乳幼児健康診査等の母子保健事業に「こども発達センター」から心理相談員を派遣することにより、支援が必要な児童の早期発見に努めています。

保健所と「こども発達センター」の相互の連携が図られることにより、「障害」と確定されない早期の段階から支援が必要な児童への支援が充実してきました。今後は、ライフステージを通じて切れ目なく一貫した療育支援を受けられるよう、相談・通所・入所事業所の支援体制の一層の充実を図るとともに、障害のある児童の家族を支援する体制の整備など、児童発達支援センターを中核的に位置付け、障害児通所事業所等の密接な連携を図り、重層的な支援体制の整備が必要です。

取組1

#### ■ こども園・幼稚園・保育園等支援の充実

児童発達支援と、こども園・幼稚園・保育園の併行利用が可能なことから、療育を受けながら地域のこども園・幼稚園・保育園に在籍する児童が増加しています。本市では、「障害児等療育支援事業」を民間事業者へ委託し、こども園・幼稚園・保育園への巡回支援の充実を図るとともに、公・民の事業所による「保育所等訪問支援事業」の実施にいち早く取組むなど、地域で育つ環境整備に努めてきました。今後は、こども園・幼稚園・保育園への在籍児童の増加に対応するために、両事業のさらに充実を図ることが必要です。

取組2

## 取組1 障害の早期発見から健やかな育成のための療育支援

障害のある児童や発達支援の必要な児童を早期に発見し、支援につなげていけるよう、乳幼児健康診查をはじめとする母子保健事業を推進するとともに、支援が必要な児童については速やかにこども発達センターや児童発達支援センターにつなげ、センターを中核的に位置付け、関係事業所により適切な支援を提供します。

### ① 母子保健事業等の充実

概要と方針	支援の必要な児童を早期に発見し、母子等の支援につなげていけるよう、こども発達センターとの密接な連携のもと、養育者への相談体制や乳幼児期の母子保健対策を充実させます。	イメージ
主な取組	○乳幼児健康診查(◎地域健康づくり課, ◎こども発達センター)	
関連事業		
○発達相談 ○地域子育て支援拠点事業	◎こども発達センター ◎子育て支援課	

## ② 療育支援の充実

<p>概要と方針</p>	<p>早期支援の充実に対応するため、こども発達センターにおいては、支援を担当する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理相談員等のスタッフを充実させ、適切な支援が適切な頻度で提供できる職員体制を構築することにより、各種支援の充実を図ります。併せて、保護者、家族向けの支援の充実を図ります。</p> <p>障害のある子どもがライフステージを通じて切れ目のない一貫した療育支援を受け入れるよう、児童発達支援センターを中核的な支援施設として位置付け、自立支援協議会こども部会を通して障害児通所支援事業所と密接な連携を図り、重層的な障害児支援の体制整備を推進します。</p>	<p>イメージ</p>
<p>主な取組</p>	<p>○外来療育相談(集団・個別)支援事業 (◎こども発達センター)</p> <p>○児童発達支援・医療型児童発達支援・訪問型児童発達支援の充実 (◎こども発達センター, ㊦障害者相談支援室)</p>	
<p>関連事業</p>		
<p>○キッズルームひまわり(児童発達支援)・キッズルームこすもす(医療型児童発達支援)運営事業</p> <p>○障害児等療育支援事業</p> <p>○自立支援協議会こども部会の運営支援</p>	<p>◎こども発達センター</p> <p>◎こども発達センター</p> <p>㊦障害者相談支援室</p>	

## 取組2 こども園・幼稚園・保育園等支援の充実

こども園・幼稚園・保育園に在籍する障害児が集団生活への適応促進を図るために、保育所等訪問支援、障害児等療育支援(巡回支援)の拡充に努めます。

また、さまざまな機会を利用して、こども発達センターを中心に障害児通所支援事業所とこども園・保育園・幼稚園、教育支援機関等との連携強化を図り、就学までのライフステージごとに切れ目のない支援の充実に努めます。

### ① こども園・幼稚園・保育園等支援の充実

概要と方針	<p>主に児童に対して直接支援を行う「保育所等訪問支援」と園の職員に対して支援を行う「障害児等療育支援事業(巡回支援)」について、関係機関との連携強化のもと、両事業の長所を活かして使い分けることにより、効率的で実効性の高い支援を行います。</p> <p>市内のこども園・幼稚園・保育園等の職員に『キッズルームひまわり』、『キッズルームこすもす』、『外来集団支援』の活動場면을公開し、支援方法等の理解促進に努めるとともに、各園との連携強化を図ります。</p> <p>発達支援の必要な子どもに対する専任の幼稚園教諭または保育士等を雇用している園に対して補助金を給付します。</p>	イメージ
主な取組	○障害児等療育支援事業(施設支援) (◎こども発達センター)	

関連事業	
○保育所等訪問支援事業	◎こども発達センター ◎障害者相談支援室
○こども園・幼稚園・保育園に対する公開療育・研修会等の開催	◎こども発達センター
○特定教育・保育施設等運営費補助金	◎保育運営課
○私立幼稚園運営費等補助金	◎保育運営課

### ② 障害の有無にかかわらず集団保育の推進

概要と方針	<p>障害の有無に関わらず集団保育を受けることができるように、市内こども園・保育園と関係する機関の連携強化を促進します。</p>	イメージ
関連事業		
○障害の有無にかかわらず集団保育の推進	◎保育運営課	

### ③ 保育相談の実施

概要と方針	<p>保育運営課窓口のアシストパートナーが必要に応じて他機関への紹介や情報提供を行います。また、保育施設において在園児や地域の保護者に対して保育相談を実施します。</p>	イメージ
関連事業		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育園における保育相談</li> <li>○アシストコール・アシストデスク事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎保育運営課</li> <li>◎保育運営課</li> </ul>	

### ④ 就学時の切れ目のない支援の充実

概要と方針	<p>障害や発達気になる児童が、誕生から幼児期、学齢期とライフステージを移行する中で、児童の情報を一貫して管理し、引継ぎを円滑にするため「ライフサポートファイル」の活用を促進します。</p> <p>また、支援を必要とする児童の情報が確実に小学校等に引き継がれるよう、保護者や園・療育機関等が協力して「就学移行支援計画」を作成するとともに、保育所等訪問支援事業を有効に活用し、円滑な引継ぎを行います。</p> <p>こども園・幼稚園・保育園と小学校との連携が図れるよう、早期からの教育相談・支援体制の構築に向けた取組を行います。</p>	イメージ
関連事業		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ライフサポートファイルの活用促進</li> <li>○就学移行支援計画の作成</li> <li>○幼保こ小連絡協議会の開催</li> <li>○幼保こ小連携研究委員会による調査研究</li> <li>○乳幼児保健懇話会の開催</li> <li>○早期からの教育相談・支援体制構築事業</li> <li>○保育所等訪問支援事業</li> <li>○障害児支援利用計画の作成促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎こども発達センター</li> <li>◎障害者相談支援室</li> <li>◎教育研究所</li> <li>◎教育研究所</li> <li>◎教育研究所</li> <li>◎教育研究所</li> <li>◎教育研究所</li> <li>◎保育運営課</li> <li>◎教育研究所</li> <li>◎こども発達センター</li> <li>◎障害者相談支援室</li> <li>◎障害者相談支援室</li> </ul>	

## 施策2 学齢期への支援の充実

### (1) 施策の目的

- ▶ 共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別支援教育を推進していきます。
- ▶ 特に不足している肢体不自由児や医療的ケア児への対応も含めて放課後や休日の支援、家族の子育ての負担軽減となる施策を推進します。

### (2) 現状と主な課題

#### ■ インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組

アンケート調査では、今後力を入れる障害者福祉の取組として「学校教育の充実」、学校生活を送る上で希望する援助として「教職員の専門性」が上位にあげられています。

本人の障害特性に応じた合理的配慮や教育等を推進することはもちろんですが、共生社会の形成に向けて、障害のある児童生徒とない児童生徒とが共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」の構築を推進していくことが重要です。

このシステムを実現するためには、特別支援教育体制の充実や教職員の専門性の向上、多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の推進に努めていく必要があります。

また、障害のある子どもには可能な限り、早期から成人にいたるまで、入学・進学・進級等ライフステージが変わっても、切れ目のない支援が受けられるよう、引継ぎの資料として「ライフサポートファイル」、「就学移行支援計画」、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」等を活用し、福祉・教育の連携による一貫した支援体制の仕組みを構築していく必要があります。

取組1

#### ■ 放課後等支援の充実

アンケート調査では、利用したいサービスとして「放課後等デイサービス」や「通学援助」、学校生活で困ることとして「長期休暇時の対応に困る」が多く、放課後支援など障害の特性や家庭の状況に応じた短期入所などの居場所や預かり・外出サービスの充実が求められています。放課後等デイサービスについては、様々な分野からの参入が相次いでおり、質の向上が大きな問題となっており、増加する事業者への適切な指導も必要です。

また、ヒアリング調査では「肢体不自由児や医療的ケアの必要な子ども達も通える放課後等デイサービスの充実」が求められており、整備をしていく必要があります。

取組2

## 取組1 インクルーシブ教育システムの構築

共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築を進めます。

障害のある児童生徒がその能力や可能性を最大限に伸ばして、将来自立し、社会参加することができるよう、特別支援教育の充実に努めます。

### ① 教育・福祉・医療・保育の連携による早期からの支援体制の構築

<p>概要と方針</p>	<p>入学・進学・進級等で、就学先やライフステージ、環境が変わっても、適切な支援や指導が継続して受けられるよう、「ライフサポートファイル」、「就学移行支援計画」、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」等を活用し、教育・福祉・医療・保育の連携による一貫した支援体制の構築を目指します。</p> <p>また、幼保こ小、小中、中高の接続期の移行をなめらかにし、切れ目のない支援を行うため、関係機関の連携を強化します。</p>	<p>イメージ</p>
<p>主な取組</p>	<p>○ライフサポートファイルの活用促進(再掲) (◎こども発達センター, ㊦障害者相談支援室, ㊧教育研究所)</p>	
<p>関連事業</p>		
<p>○障害児等療育支援事業 ○保育所等訪問支援事業(再掲)  ○早期からの教育相談・支援体制構築事業(再掲) ○就学移行支援計画の作成(再掲) ○幼保小連絡協議会の開催(再掲) ○特別支援教育コーディネーター連絡会の開催</p>	<p>◎こども発達センター ◎こども発達センター ㊦障害者相談支援室 ㊧教育研究所 ㊧教育研究所 ㊧教育研究所 ㊧教育研究所</p>	

## ② 多様な学びの場の整備と交流及び共同学習の推進

<p>概要と方針</p>	<p>障害のある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据え、適切な支援や指導ができるよう、通常の学級における合理的配慮の提供、特別支援学級や通級指導教室の整備、教育支援員(医療的ケアのできる教育支援員を含む)の適正な配置等に努めます。</p> <p>また、通常の学級と特別支援学級、小中学校と特別支援学校との交流及び共同学習の推進を図ります。</p>	<p>イメージ</p>
<p>関連事業</p>		
<p>○多様な学びの場の整備</p> <p>○交流及び共同学習の推進</p> <p>○居住地校交流</p> <p>○教育支援員(医療的ケアのできる教育支援員を含む)の配置</p>	<p>㊦教育研究所</p> <p>㊦各学校</p> <p>㊦特別支援学校</p> <p>㊦教育研究所</p>	

## ③ 障害に配慮した教育環境の整備

<p>概要と方針</p>	<p>障害の状態や教育的ニーズに応じて、施設のバリアフリー化やICTの導入等、障害に配慮した教育環境の整備に努めます。</p> <p>多様性を尊重し、より多くの児童生徒にとって学びやすい環境となるようユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境づくりや授業づくりを推進します。</p> <p>特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備・充実を図ります。</p> <p>その他、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒で学校教育法施行令22条の3に該当する児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減します。</p>	<p>イメージ</p>
<p>関連事業</p>		
<p>○障害に配慮した教育環境の整備</p> <p>○ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境と授業づくり</p> <p>○校内支援体制の整備・充実</p> <p>○特別支援教育就学奨励費</p>	<p>㊦学校施設課</p> <p>㊦各学校</p> <p>㊦教育研究所</p> <p>㊦学校教育課</p>	

#### ④ 教職員の専門性の向上

<p>概要と方針</p>	<p>一人ひとりのニーズや特性に応じた教育の充実に向け、すべての教職員に対し、特別支援教育に関する研修を実施します。</p> <p>また、特別支援学級や通級指導教室の担当者等に対しては、より専門的な研修を実施し、巡回相談等による個別の指導・助言を行います。</p> <p>校内支援体制を充実させるため、特別支援教育専門指導員や担当指導主事等による巡回相談を実施し、適切な支援や指導について助言します。</p> <p>特別支援教育の専門家による専門家チーム会議において、指導・助言を受けながら、柏市の特別支援教育の推進・充実に図ります。</p>	<p>イメージ</p>
<p>関連事業</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育に関する研修</li> <li>○特別支援学級担任等の専門的な研修</li> <li>○特別支援教育専門指導員等による巡回相談</li> <li>○専門家チーム会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎教育研究所</li> <li>◎教育研究所</li> <li>◎教育研究所</li> <li>◎教育研究所</li> </ul>	

#### ⑤ 教育相談・保護者支援の充実

<p>概要と方針</p>	<p>教育相談窓口臨床心理士等を配置し、発達障害や不登校・進学等の子育てや教育に関する相談・発達検査等に対応します。</p> <p>なめらかな就学に向けて、就学移行期における就学相談や早期相談を充実させます。</p> <p>入学や進学に向けた不安が解消されるよう、就学・進学ガイダンスやパンフレット等で情報提供を行ったり、相談会を実施したりします。</p> <p>子育ての悩みを解消し、子育ての仲間づくりを行うため、ペアレント・プログラムを実施します。</p>	<p>イメージ</p>
<p>関連事業</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談</li> <li>○就学相談(再掲)</li> <li>○早期からの教育相談・支援体制築事業(再掲)</li> <li>○就学ガイダンス・進学ガイダンス</li> <li>○ペアレント・プログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎生徒指導室</li> <li>◎教育研究所</li> <li>◎教育研究所</li> <li>◎教育研究所</li> <li>◎教育研究所</li> </ul>	

## 取組 2 放課後等支援の充実

障害の家庭や状況に応じた預かりサービスが利用できるよう、障害児のための放課後等デイサービス、こどもルームなどの放課後・休日支援を充実させます。

また、肢体不自由児や医療的ケア児も利用できる放課後等デイサービスの充実を図ります。

### ① 放課後等デイサービス事業等の充実及び質の向上

<p>概要と方針</p>	<p>放課後等デイサービス事業については、利用者のニーズに合った適切な支援が行えるよう、放課後等デイサービスガイドラインに基づき、その質の向上のための必要な指導を行います。</p> <p>肢体不自由児や医療的ケアの必要な子ども達も通える放課後等デイサービスの充実を図るとともに、真に必要な放課後等デイサービス事業を推進します。</p> <p>さらに、障害児のための短期入所や居宅介護・外出支援を充実します。</p>	<p>イメージ</p>
<p>主な取組</p>	<p>○放課後等デイサービスの充実（☉障害福祉課，☉障害者相談支援室）</p> <p>○障害児事業所の指定指導（2019年～）（☉障害福祉課）</p>	
<p>関連事業</p>		
<p>○自立支援協議会こども部会の運営支援(事業担当者会議の開催)</p>		<p>☉障害者相談支援室</p>

### ② こどもルームでの受け入れ体制の充実

<p>概要と方針</p>	<p>放課後において障害のある児童が安心して過ごせるよう、必要に応じてこどもルーム内の改修を行っていきます。</p> <p>また、障害の理解を深めるため、こどもルーム指導員への内部研修の実施と外部研修の受講を推進するとともに、障害児等療育支援事業による巡回支援を行います。</p>	<p>イメージ</p>
<p>関連事業</p>		
<p>○障害に配慮した環境の整備</p> <p>○指導員研修</p> <p>○こどもルームへの巡回指導</p> <p>○障害児等療育支援事業</p>		<p>☉学童保育課</p> <p>☉学童保育課</p> <p>☉こども発達センター</p> <p>☉教育研究所</p> <p>☉こども発達センター</p>

■障害児のライフステージ別支援内容

妊娠・出産	乳児期	幼児期	学齢期
	0歳	1～5歳	6～18歳頃
<b>保健所</b> 1 保健・療育等の充実 ① 障害の早期発見・早期支援 取組1 母子保健事業の充実	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 <b>こども部</b> 乳幼児健康診査 利用者支援事業（基本型） 発達相談 取組2 療育支援の充実 外来療育相談（集団・個別）支援事業 キッズルームこすもす キッズルームひまわり 障害児等療育支援事業 児童発達支援 ② こども園・幼稚園・保育園等支援の充実 取組1 こども園・幼稚園・保育園等の支援の充実 保育所等訪問支援 取組3 保育相談の実施 保育園における保育相談 アシストコール・アシストデスク事業 取組4 就学時の切れ目のない支援の充実 ライフサポートファイルの活用促進		
	<b>保健福祉部</b>	<b>教育委員会</b> 就学移行支援計画の作成 2 学齢期への支援の充実 ① インクルーシブ教育システムの構築 取組1 福祉・教育連携による支援体制の構築 就学相談（幼児期から中学生まで） 取組5 教育相談の充実 教育相談（幼児期から中学生まで） ② 放課後等支援の充実 取組1 放課後等デイサービス事業等の充実 入所支援	

## 柱6 健康・医療体制の充実

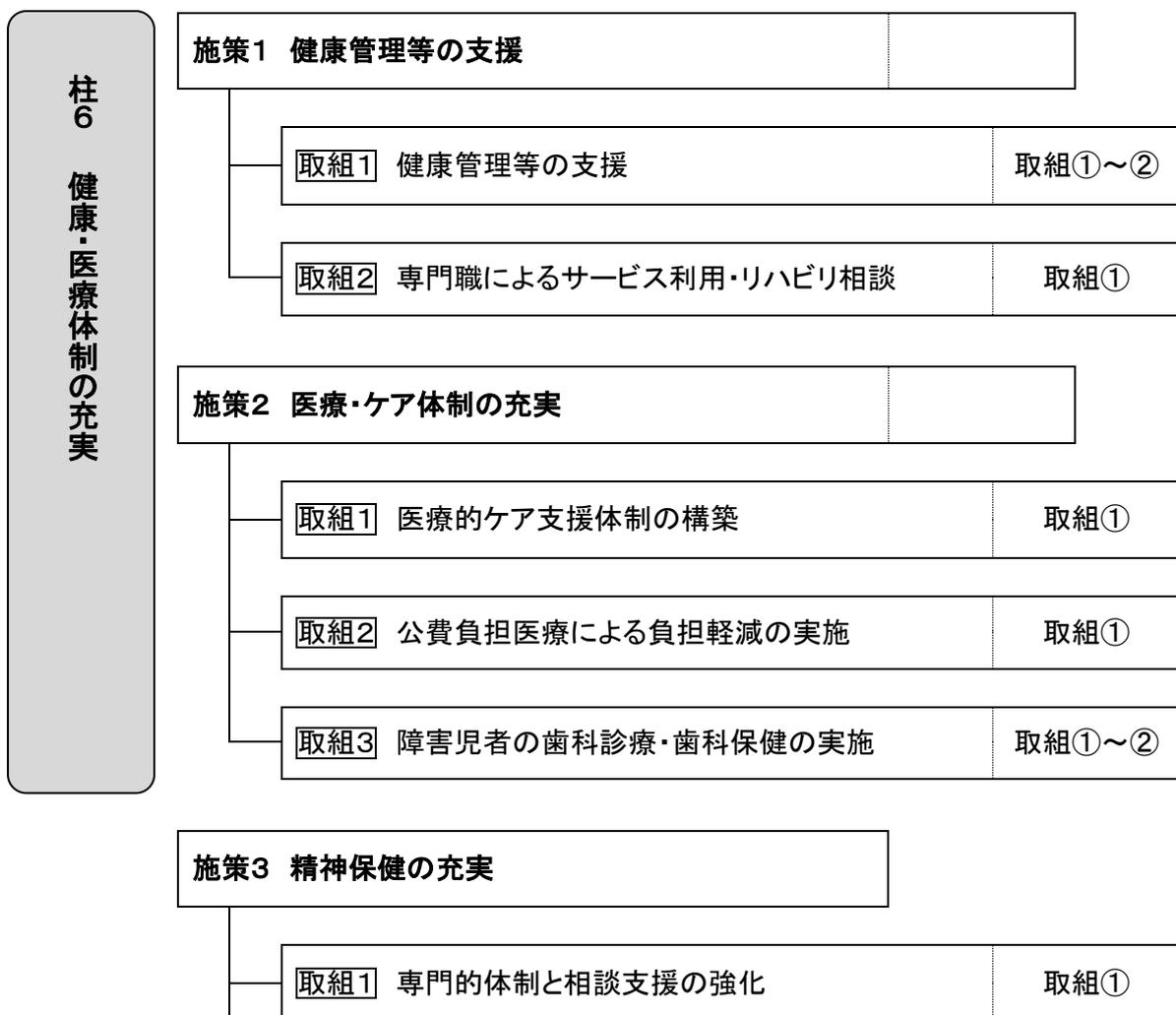
### (1) 基本方針

障害者が心身ともに健康で、身体機能を維持し、障害の重度化や二次障害を発生することがないように、健康管理に関する動機づけやリハビリ相談を実施するとともに、疾病を起因として障害を予防するため健康づくりや介護予防を普及します。

医療と福祉の連携を進め、医療的ケアが必要な障害者（児）への在宅支援等の充実を図ります。

精神障害者の地域生活を促進・支援するために、精神疾患や精神保健に係る啓発活動を行うとともに、医療と福祉の連携、グループホーム整備も含めた住まいの確保、退院支援・地域移行等を包括的に実施する地域包括ケアシステムの構築を図ります。

### (2) 施策の体系



取組2  
構築

精神障害に対応した地域包括ケアシステムの

取組①～③

## 施策1 健康管理等の支援

### (1) 施策の目的

- ▶ 障害者の心身の健康増進を図るとともに、障害の発症予防や重度化防止に努めます。
- ▶ 障害者が在宅生活を続けられるよう、リハビリテーションに関する相談、補装具や福祉サービスの利用支援を行います。

### (2) 現状と主な課題

#### ■ 健康管理等の支援

身体障害や要介護状態の発生等をできる限り予防していくため、「一次予防」としての疾病予防・フレイル（虚弱）予防の視点が重要であり、市民の生涯を通じた健康づくりを支援していく必要があります。

アンケート調査では、障害の重度化予防のためにしたいこととして「定期的に病院に通う」「食生活に気をつける」「散歩をする（歩く）」などの割合が高く、各種保健等事業を通じて障害の発生予防や軽減について取り組んでいくことが重要です。

また、市では、従来から実施している「ロコモフィットかしわ」をはじめとする介護予防事業を、2016年度よりフレイル予防事業と位置づけ、フレイル予防の3つの柱である「栄養（食・口腔機能）・運動・社会参加」に基づいた講座や地域での活動支援を開始しました。

障害者や高齢者の生活機能の低下を早期に発見し、障害の程度の重度化を防止できるよう、フレイル予防事業の推進が求められています。

取組1

#### ■ 専門職によるサービス利用・リハビリ相談

障害者が安心して在宅生活を続けられるためには、リハビリの他、適切な補装具の使用による身体機能のサポートや通所や外出介護等の福祉サービスの利用による社会参加が必要です。2013年度から障害福祉サービスや補装具の対象に難病が追加され、対象疾患も拡大されていることから、難病患者の福祉サービスや補装具への対応も求められています。

取組2

## 取組1 健康管理等の支援

障害の発生予防、二次障害予防、重度化防止のため、障害者本人や市民全般に対して生活習慣病予防等の健康づくりを推進します。また、身体機能の維持・向上を図るため、リハビリテーションの提供体制を充実させるとともに、これからの高齢社会に対応し、介護予防事業を推進します。

### ① 生涯を通じた健康づくり，障害の予防

概要と方針	<p>障害の発生や中途障害の原因疾患となる生活習慣病を予防するため、健康診査、健康教育、健康相談など各種保健事業を充実させます。</p> <p>また、健康の悪化により障害の重度化や二次障害を引き起こすことがないよう、健康情報の提供や講座を開催します。</p>	イメージ
関連事業		
○健康診査の実施		㊦成人健診課
○健康教育		㊦地域健康づくり課
○地域健康講座		㊦地域健康づくり課
○健康相談		㊦地域健康づくり課
○ウォーキングの推進		㊦地域健康づくり課
○柏市地域栄養相談システム		㊦地域健康づくり課

### ② 高齢期における障害の重度化防止

概要と方針	<p>高齢期においても生活機能を維持し、自立した生活が送れるよう、フレイル予防事業を推進します。</p>	イメージ
関連事業		
○介護予防センター事業		㊦福祉活動推進課
○フレイル予防・健康づくり出前講座		㊦福祉活動推進課
○ロコモフィットかしわ		㊦福祉活動推進課
○地域包括支援センターによる取組み		㊦福祉活動推進課
○通いの場事業		㊦高齢者支援課

## 取組2 専門職によるサービス利用・リハビリ相談

### ① 専門職による相談の充実

概要と方針	市役所に理学療法士や保健師を配置して、身体障害者や難病患者の補装具や福祉サービス利用に関する相談・利用援助を行うとともに、障害者やその家族、障害福祉サービス事業所等からのリハビリに関する相談に対応し、身体機能の維持・生活の質の向上を図ります。	イメージ
関連事業		
○理学療法士、保健師による相談		◎障害者相談支援室

## 施策2 医療・ケア体制の充実

### (1) 施策の目的

- ▶ 医療と福祉の連携を強化するとともに、医療的ケアの必要な障害者（児）への支援体制を構築します。
- ▶ 必要なかたが適切に利用できる医療費助成制度の支援体制を整備します。
- ▶ 障害者の歯科保健事業を推進します。

### (2) 現状と主な課題

#### ■ 医療的ケアの支援体制の構築

障害者の医療は、障害の特性等から身近で適切な医療が受けられる状況には必ずしもない実態があります。

アンケート調査では、医師の障害への理解不足といった回答も多く、医療と福祉の連携強化を図ることで、相互理解を深め、両面からの総合的な支援体制が必要とされています。

医療的ケアの支援が必要な障害者（児）の増加とともに、在宅生活を送るための医療的ケアも含めた支援へのニーズが高まっています。アンケート調査やヒアリング調査でも、医療的ケアができるヘルパーの増加や退院する子どもが地域生活に移行する際の支援体制が求められています。

本市では、2013年度に「柏市障害児等医療的ケア支援連絡会」を設置し、医療や福祉の関係機関や庁内関係部署の連携を促進し、医療的ケアの必要な障害児者の支援体制構築に向けた取組みを進めてきました。今後は家族による介護の負担軽減のために、喀たん吸引等研修を修了したホームヘルパーをさらに確保するなど、一層の取組みが必要です。

取組1

#### ■ 公費負担医療による医療費負担の軽減

心身の障害や疾病による通院や入院による医療費負担は時にその負担が大きくなることがあります。本市では県と連携し、重度心身障害者医療費助成制度の現物給付化を2015年度から実施する等、より利用しやすい助成制度への変更に努めてきました。精神疾患など長期に渡り治療が必要な場合は、その負担により治療が中断することがないように支援する必要があります。自立支援医療費や重度心身障害者（児）医療費等の助成制度により公費負担医療を継続する必要があります。

取組2

## ■ 特殊歯科診療及び障害者（児）歯科保健事業の実施

歯科診療の分野については、2010年からウェルネス柏において、一般歯科診療所では治療が困難な障害者（児）などに「特殊歯科診療事業」を実施しています。引き続き、身近な診療所として活用していただけるよう、かかりつけ歯科医など医療関係者との連携を強化する必要があります。

取組3

## 取組1 医療的ケアの支援体制の構築

医療的ケアが必要な障害者（児）への支援体制を構築するために、医療と福祉の関係機関による連携を強化するとともに、喀たん吸引等の特定行為ができるホームヘルパーや医療的ケア児に関するコーディネーターの配置等の人材育成を行います。

### ① 医療的ケアの支援体制の構築

概要と方針	医療的ケアを必要とする障害者（児）が安心して地域生活を送れるよう、医療的ケアに対応できるホームヘルパーや相談支援専門員、コーディネーターの育成を行います。また、委託相談支援事業を活用し、医療的ケアに対応できる相談場所を確保するとともに、支援策の検討や医療と福祉の関係機関の連携を障害児等医療的ケア支援連絡会を活用して進めます。	イメージ
関連事業		
○障害児等医療的ケア支援連絡会の開催		㊦障害者相談支援室
○委託相談支援事業を活用した相談場所の確保		㊦障害者相談支援室
○自立支援協議会相談支援連絡会の運営支援(医療的ケアに関する相談支援専門員の研修)		㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室
○喀たん吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの育成		㊦障害福祉課
○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置		㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室

## 取組2 公費負担医療による負担軽減の実施

公費負担医療の継続により医療費の負担軽減を行います。

### ① 医療費の助成

概要と方針	心身障害の状態の軽減や自立した日常生活・社会生活を営むために必要な育成医療費や更生医療費を助成し、障害者の経済的支援を推進します。また、一人ひとりの障害の状況や健康状態に応じて、適切な医療行為が受けられるよう環境を整えていくとともに、重度心身障害者(児)医療費や精神障害者入院費の助成を継続します。	イメージ
関連事業		
○自立支援医療(精神通院・育成医療・更生医療)		㊦障害福祉課
○重度心身障害者(児)医療費助成		㊦障害福祉課
○精神障害者入院費助成		㊦障害福祉課

## 取組3 障害児者の歯科診療・歯科保健の実施

障害者の歯科診療・歯科保健の充実を図ります。

### ① 特殊歯科診療事業の実施

概要と方針	一般の歯科診療所では治療が難しいかた(障害者・児, 要介護者)を対象に歯科診療をはじめ, 予防処置や摂食・嚥下(せつしょく・えんげ)機能療法などの指導や訓練を実施します。	イメージ
関連事業		
○特殊歯科診療事業		㊦柏市医療センター

### ② 障害者(児)歯科保健事業の実施

概要と方針	こども発達センター及び市内障害者施設において, 口腔衛生の自己管理及び治療が難しい障害者(児)を対象に, 歯科疾患予防や安全に食べるための支援, 歯科相談などを実施し, 歯科保健の充実を図ります。	イメージ
関連事業		
○障害者(児)の歯科保健指導・啓発		㊦地域健康づくり課

## 施策3 精神保健の充実

### (1) 施策の目的

- ▶ 専門的体制と相談支援を強化し、心の健康対策の充実を図ります。
- ▶ 精神障害者の地域生活を促進・支援するために、精神疾患や精神保健に係る啓発活動を行うとともに、医療と福祉の連携を進め地域包括ケアシステムの構築を図ります。

### (2) 現状と主な課題

#### ■ 専門的体制と相談支援の強化

精神疾患患者や精神障害者は年々増加傾向にあり、本市においても精神障害者保健福祉手帳を取得する人は2016年度末で2,700人を越えています。障害福祉サービスの利用のため、福祉サービス受給者証の交付を受ける利用者も2016年度末で600人に迫っていますが、両者の数には大きな開きがあり、一般就労や高齢者で介護保険サービスを利用している人数を除いても、なお福祉サービスのにつながっていない人が多くいる状況です。ひきこもりの状態にある方も含め、福祉サービスの利用に至るまで、長期に渡り相談対応を要するケースもあり、市役所や保健所、委託相談支援事業所に精神保健福祉士を中心とした専門職を配置し、相談支援体制を強化することが必要です。

取組1

#### ■ 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

法改正により、国の精神保健福祉施策の流れは、「長期入院から地域生活へ」「精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築」に進んでいます。医療と福祉の連携、グループホーム等の地域生活の基盤整備、ピアサポーターの活動による当事者による支援の提供等、さまざまな施策を連携させて構築して行く体制づくりが必要となっています。本市では、これまで県事業の精神障害者地域移行支援協議会と柏市自立支援協議会相談支援部会が連携し、精神障害者の退院促進と地域移行に取り組んできましたが、広く地域生活を支えるための医療と福祉の関係機関による協議の場の設置も求められています。

取組2

## 取組1 専門的体制と相談支援の強化

保健所や市役所に精神保健福祉士等の専門職員を配置し、両者が連携し、またその役割を関係機関や市民にわかりやすく周知することで、相談しやすい環境を整えます。委託相談支援事業を活用し、専門職を配置した地域の相談場所を確保します。

### ① 専門職による相談支援と連携の強化

<p>概要と方針</p>	<p>保健所や市役所、委託相談支援事業所に精神保健福祉士等の専門職を配置して、心の健康や医療に関する相談、福祉サービス等の生活相談に対応する多様な相談窓口を確保するとともに、対象者本人のみならず家族や支援者等も含めた支援を実施します。</p>	<p>イメージ</p>
<p>関連事業</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○専門職による精神保健福祉に関する相談支援</li> <li>○精神科医師によるこころの健康相談・アルコール悩み事相談</li> <li>○アルコール相談事業(酒害教室, 家族教室, 減酒プログラム)</li> <li>○ひきこもり相談</li> <li>○委託相談支援事業を活用した相談場所の確保(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>㊦保健予防課</li> <li>㊦障害者相談支援室</li> <li>㊦保健予防課</li> <li>㊦保健予防課</li> <li>㊦保健予防課</li> <li>㊦障害者相談支援室</li> <li>㊦社会福祉協議会</li> <li>㊦障害者相談支援室</li> </ul>	

## 取組 2 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者の地域生活の支援，退院から地域生活への移行の促進のため，居住支援と地域支援の一体的な機能を持った地域生活支援拠点による体験の場の提供や緊急時の24時間相談受付や短期入所等による受け入れ，地域定着支援の利用等の多様なサービスを提供します。またグループホームを中心とした居住の場の確保を進めるとともに，当事者による支援の提供を進めるためのピアサポーターの養成を行います。支援策の検討や医療と福祉の関係機関の連携を強化するために，県事業の地域移行支援協議会との連携も含めた関係者による協議の場を設置します。

関係者や市民に対する精神疾患や精神保健に関する正しい理解の促進を図るため，普及啓発活動を行います。

### ① 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

<p>概要と方針</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築のために，地域生活支援拠点における相談，体験，緊急対応，地域移行支援による退院支援と地域生活促進，地域定着支援による単身生活者等のサポート，グループホーム整備等による住まいの確保及びピアサポーターの養成による当事者による支援の提供の取組を進めます。</p> <p>また，支援策の検討や医療と福祉の連携のために関係機関による協議の場を設置します。</p>	<p>イメージ</p>
<p>関連事業</p>		
<p>○地域生活支援拠点事業(地域定着支援の利用促進)</p> <p>○精神障害者地域移行支援協議会の運営支援及び地域移行支援利用推進(再掲)</p> <p>○精神障害者地域移行支援協議会との連携も含めた関係機関協議の場の設置</p> <p>○地域活動支援センターを中心としたピアサポーターによる支援の提供</p>	<p>◎障害福祉課</p> <p>◎障害者相談支援室</p> <p>◎障害福祉課</p> <p>◎障害者相談支援室</p> <p>◎障害福祉課</p> <p>◎障害者相談支援室</p> <p>◎保健予防課</p> <p>◎障害者相談支援室</p> <p>◎保健予防課</p>	

## ② 普及啓発の推進

<p>概要と方針</p>	<p>精神疾患に関する正しい知識を普及するため、市民向けの出前講座、市民講座等を開催します。福祉活動に携わる市民ボランティアに対しても理解を深める講座を開催します。</p>	<p>イメージ</p>
<p>関連事業</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民向けの精神疾患に関する講座・出前講座</li> <li>○精神科医等による市民講座</li> <li>○精神保健福祉ボランティアフォローアップ講座</li> <li>○精神保健福祉リーフレットの作成・研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☉保健予防課</li> <li>☉保健予防課</li> <li>☉保健予防課</li> <li>☉保健予防課</li> <li>☉障害者相談支援室</li> </ul>	

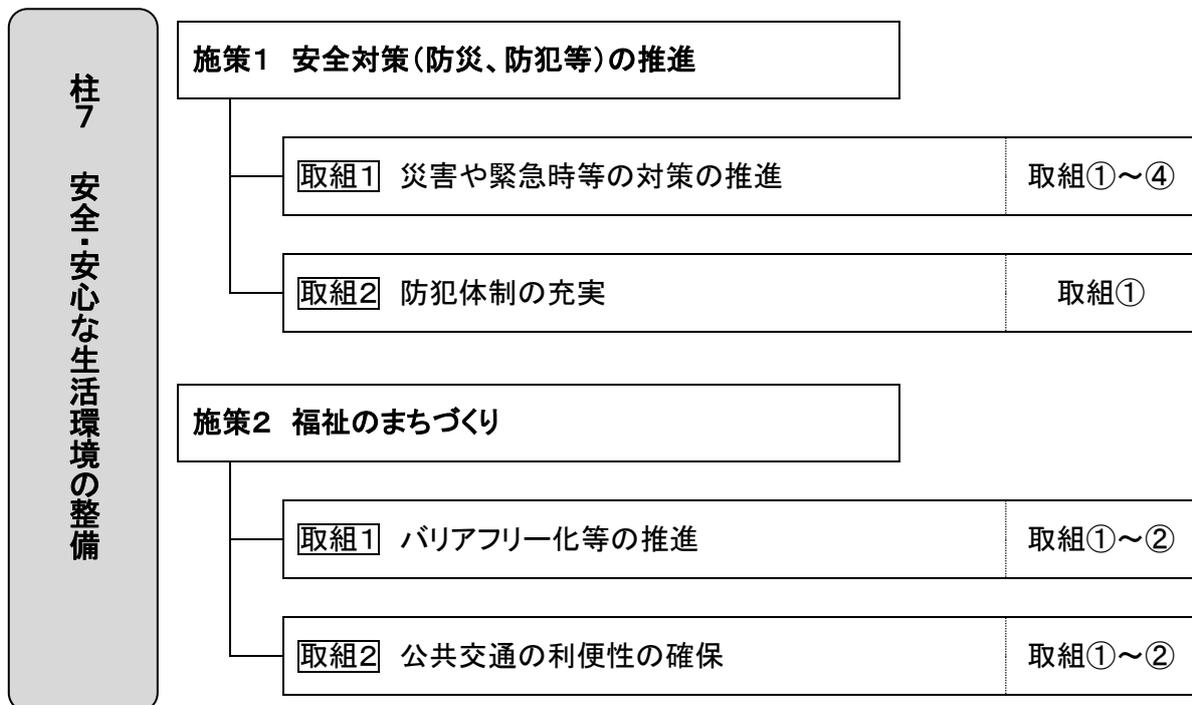
## 柱7 安全・安心な生活環境の整備

### (1) 基本方針

障害者が住みなれた地域で安全・安心な生活を実現するため、災害や犯罪の被害に遭うことがないように、地域における見守り体制を充実させるなど、地域ぐるみで障害者の防災・防犯体制の充実を図ります。

また、障害者でも安全に外出し、社会参加ができるようバリアフリー化等の推進や公共交通の利便性の確保など「福祉のまちづくり」を推進します。

### (2) 施策の体系



## 施策1 安全対策（防災、防犯等）の推進

### （1）施策の目的

- ▶ 障害者に配慮した災害時の避難支援体制や避難所整備を推進します。
- ▶ 障害者が犯罪行為の対象にならないよう、防犯体制の整備を推進します。

### （2）現状と主な課題

#### ■ 災害や緊急時等の対策の推進

東日本大震災では、地域住民自身による自助、地域コミュニティにおける共助が、避難誘導・避難所運営等において重要な役割を果たしました。

市では、柏市防災福祉K-Net事業により、災害時における要配慮者の支援に努めているところですが、アンケート調査では、登録していないかたが約5割、知らないかたが約3割という結果のほか、災害時に近所に助けを求められる人がいないかたが約4割という結果になりました。

災害対策基本法の改正により、市が「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務づけられたことから、柏市防災福祉K-Netを主軸とした要配慮者の支援体制を強化するとともに、更なる周知・啓発活動を進めることが必要です。

また、アンケート調査では、災害が起きたときに支援してほしいこととして、「災害情報の提供」という回答がどの障害でも多くなっています。

市では、障害関係施設を災害時に要配慮者の避難所施設として活用できるよう、協定締結を進めています。引き続き、障害者に配慮した災害情報の提供方法、避難体制、避難所の確保を進めることが重要です。

取組1

#### ■ 防犯体制の充実

2016年度に、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者の尊い命が奪われる痛ましい事件が発生しました。

障害者は、犯罪や事故の被害に遭う危険性が高く、不安感も強いことから、障害者を犯罪から守り、安全・安心なまちづくりを推進するため、防犯体制の強化に努める必要があります。

取組2

## 取組 1 災害や緊急時等の対策の推進

災害時に、障害者が周囲の支援を受けながら速やかに避難できるよう、「災害時要配慮者対策」を推進します。さらに、避難所でもパニック等を起こさずに安心して過ごせるよう、障害に配慮した避難所の整備に努めます。

### ① 災害時要配慮者対策の充実

<p>概要と方針</p>	<p>「柏市防災福祉K-Net」を中心として、地域の実情を踏まえた障害者の支援体制の構築・強化を促進します。</p> <p>また、各自主防災組織等が開催する防災講習会において、防災安全課職員が災害時要配慮者対策や支援事項等について説明を行います。</p>	<p>イメージ</p>
<p>関連事業</p>		
<p>○「柏市防災福祉K-Net」の構築</p> <p>○避難行動要支援者名簿の整備・活用</p> <p>○災害時障害者支援ハンドブックの配布</p>	<p>◎保健福祉総務課</p> <p>◎防災安全課</p> <p>◎保健福祉総務課</p> <p>◎防災安全課</p> <p>◎障害福祉課</p> <p>◎障害福祉課</p>	

### ② 緊急時を想定した障害者への対応

<p>概要と方針</p>	<p>緊急時に、あらかじめ登録のある聴覚障害者が自宅や市内各所で事故に遭遇した際など、携帯電話のインターネット回線を利用し、消防車、救急車の要請を緊急通報システム（NET119）にて受け付けます。登録されていないかたの緊急通報は、ファックスにて受け付けます。</p> <p>また、災害が発生した際などに、あらかじめ登録のあるかたへ、状況によりファックスやメール、ツイッターによる情報発信を行います。</p>	<p>イメージ</p>
<p>関連事業</p>		
<p>○ファックス119</p> <p>○NET119</p> <p>○かしわメール配信サービスやツイッターによる情報発信</p> <p>○聴覚障害者への災害情報ファックス配信</p>	<p>◎情報指令課</p> <p>◎情報指令課</p> <p>◎防災安全課</p> <p>◎広報広聴課</p> <p>◎障害福祉課</p>	

### ③ 障害に配慮した避難所の整備

概要と方針	<p>市内の障害者入所施設や旅館等と協定を結び、災害発生時に、要配慮者を対象とした二次的避難所(福祉避難所)を開設します。</p> <p>また、各避難所において、聴覚障害者への情報支援策としてホワイトボードなどの配備を進めるとともに、各拠点に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。</p>	イメージ
-------	---	------

関連事業	
○二次的避難所(福祉避難所)の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 防災安全課</li> <li>④ 障害福祉課</li> </ul>
○避難所におけるホワイトボードなどの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 防災安全課</li> </ul>
○災害時における意思疎通支援者の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 障害福祉課</li> </ul>

### ④ 緊急時の円滑な支援

概要と方針	<p>災害時の備えとなるヘルプカードを配布するとともに、聴覚障害者を対象に災害時の情報ツールとして「防災ミニブック」を配布します。</p> <p>また、災害時要配慮者のうち柏市防災福祉K-Net登録者を対象に、「救急医療情報キット」を配布し、災害時や救急時における活用を図ります。</p>	イメージ
-------	--	------

関連事業	
○災害時あんしんマップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 防災安全課</li> </ul>
○ヘルプカードの配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 障害福祉課</li> </ul>
○聴覚障害者用防災ミニブックの配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 障害福祉課</li> </ul>
○救急医療情報キットの配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 保健福祉総務課</li> </ul>

## 取組2 防犯体制の充実

障害者について、訪問販売などを含む犯罪から守り、安全・安心なまちづくりを推進するため、地域の防犯体制を強化します。

### ① 障害者を犯罪から守る体制の整備

<p>概要と方針</p>	<p>障害者をはじめ、地域住民が犯罪被害に遭わないよう、防犯体制を強化します。</p> <p>また、消費生活(悪質商法含む)に関する相談や消費者講座を行い、消費者被害の発生防止に努めます。</p>	<p>イメージ</p>
<p>関連事業</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪発生マップの配布</li> <li>○不審者情報等のメール配信</li> <li>○市民安全パトロール隊事業(サポカー)による地域巡回</li> <li>○消費者生活相談</li> <li>○消費者教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☉防災安全課</li> <li>☉防災安全課</li> <li>☉防災安全課</li> <li>☉消費生活センター</li> <li>☉消費生活センター</li> </ul>	

## 施策2 福祉のまちづくり

### (1) 施策の目的

- ▶ 障害者が安心して外出できるバリアフリー環境を整備します。
- ▶ 障害者の社会参加を支援するため、公共交通の利便性を向上させます。

### (2) 現状と主な課題

#### ■ バリアフリー化等の推進

市では、2010年3月に「柏市バリアフリー基本構想」を策定するなど、バリアフリーへの環境整備を進めています。

しかし、アンケート調査によると、バリアフリー化を進めていく上で力を入れてほしいこととして、「道路の整備」や「公共機関の整備」が上位回答となっています。また、ヒアリングでは、障害者でも歩きやすい歩道の整備が求められています。

歩道の傾斜や凹凸の改善、安全に歩行ができる空間の確保、多目的トイレ設置など誰もが利用しやすいハード面のバリアフリー化等環境整備に取り組む必要があります。

取組1

#### ■ 公共交通の利便性の確保

地域には、車いすのかたなど公共交通機関を利用することが困難なかたや、公共の交通機関がなく移動が不便な地域に住んでいるかたなど、移動に配慮が必要なかたがいます。

アンケート調査では、バリアフリー化を進めていく上で力を入れてほしいこととして、「公共交通の整備」が上位回答となっています。特に、肢体不自由障害で5割を超える回答となっています。

障害者の外出や就労・地域活動などへの積極的な参加を促進するため、移動しやすい環境づくりを進める必要があります。

取組2

## 取組1 バリアフリー化等の推進

障害者、高齢者、子どもなど、誰もが安全で、使いやすいまちづくりを目指して、道路、建築物、公園、交通施設など都市基盤施設におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進・促進します。

### ① 障害者に配慮した都市基盤の整備

概要と方針	障害者や高齢者など、誰もが利用しやすい都市基盤整備に努めます。	イメージ
<b>関連事業</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「福祉のまちづくり」基準の適合指導</li> <li>○安心して利用できる公園の整備及び管理</li> <li>○交通安全対策</li> <li>○柏市バリアフリー基本構想</li> <li>○市営駐輪場の「思いやりスペース」の設置</li> <li>○安心して通行できる道路・歩行空間の整備</li> <li>○学校施設のバリアフリー整備</li> <li>○多目的トイレの設置</li> <li>○教育福祉会館耐震改修等工事 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新規</span> (再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>㊦障害福祉課</li> <li>㊦建築指導課</li> <li>㊦公園緑政課</li> <li>㊦公園管理課</li> <li>㊦道路保全課</li> <li>㊦都市計画課</li> <li>㊦交通施設課</li> <li>㊦道路整備課</li> <li>㊦学校施設課</li> <li>㊦地域支援課</li> <li>㊦公民館</li> <li>㊦保健福祉総務課</li> <li>㊦高齢者支援課</li> <li>㊦障害福祉課</li> </ul>

## ② 歩行の妨げとなる違法物への対策強化

<p>概要と方針</p>	<p>無許可の立て看板の撤去や、路上に設置・陳列されている看板や商品の撤去指導を実施し、安全に歩行できる空間を確保します。</p> <p>また、「放置自転車対策事業」として、自転車等放置禁止区域における放置自転車等を防止する対策を講じます。</p>	<p>イメージ</p>
<p>関連事業</p>		
<p>○歩行の妨げとなる違法物対策</p>		<p>⊕道路総務課</p>
<p>○放置自転車対策事業</p>		<p>⊕交通施設課</p>

## 取組2 公共交通の利便性の確保

障害者が安心して、社会参加や通院・通勤・通学ができるよう、公共交通施設及び乗物のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を促進します。

### ① 市内各駅のバリアフリー化

<p>概要と方針</p>	<p>今後も鉄道事業者との連携を図りながら、計画的に鉄道駅のエレベーター及びホームドアの設置を推進します。</p>	<p>イメージ</p>
<p>関連事業</p>		
<p>○鉄道駅バリアフリー整備</p>		<p>⊕交通政策課</p>

### ② 日常移動手段の確保

<p>概要と方針</p>	<p>身体の状態や地域の公共交通機関の状況から配慮が必要な方の日常移動手段の確保を目的にかしわ乗合ジャンボタクシー及び予約型相乗りタクシー「カシワニクル」を運行します。</p>	<p>イメージ</p>
<p>関連事業</p>		
<p>○かしわ乗合ジャンボタクシー及び予約型相乗りタクシー「カシワニクル」</p>		<p>⊕交通政策課</p>

## 重点施策4 子どもの健やかな育成のための支援体制の充実

### 〔目指すべき方向性〕

発達の段階に応じて一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行うために、保健・療育等の充実を図ります。また、学校での療育や放課後等支援を図り、学齢期への支援を充実させます。これらを実現するため、各関係機関と連携し、切れ目のない包括的な支援体制の強化を図ります。

### 〔市の取り組み〕

#### ① 保健・療育等の充実

療育支援の必要な子どもを早期に発見し、支援につなげていけるよう、乳幼児健康診査をはじめとする母子保健事業を推進するとともに、支援が必要な児童については速やかにこども発達センターや児童発達支援センターにつなげ、センターを中核的に位置付け、関係事業所により適切な支援を提供します。

また、保育所等訪問支援、障害児等療育支援(巡回支援)の拡充に努めます。

主 な 取 組	<b>○乳幼児健康診査</b> 療育支援の必要な子どもを早期に発見して、支援につなげていくための母子保健事業を推進します。
	<b>○外来療育相談(集団・個別)支援事業</b> こども発達センターや児童発達支援センターにおいて、多くの方に適切な支援を適切な頻度で提供するための外来療育支援の充実を図ります。併せて、保護者、家族向けの支援の充実を図ります。
	<b>○児童発達支援・医療型児童発達支援・訪問型児童発達支援の充実</b> 療育ニーズの増大に対応できるよう、就学前の療育支援の必要な子どもへの支援サービスを充実させます。
	<b>○保育所等訪問支援事業・障害児等療育支援事業(巡回支援)</b> 保育所等に在籍する療育支援の必要な子どもの集団生活への適応を図るため、保育所等訪問支援事業と障害児等療育支援事業(巡回支援)の充実を図ります。

関連事業 P ~

--

## ② 学齢期への支援の充実

共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築を進め障害のある児童生徒が社会参加に向け、その能力や可能性を伸ばせるよう特別支援教育の充実に努めます。

また、肢体不自由児や医療的ケアの必要な子ども達も通える放課後等デイサービスなどの放課後・休日支援を充実させます。同時に質の向上も目指します。

主 な 取 組	<p><b>○ライフサポートファイルの活用促進</b></p> <p>入学・進学・進級などで環境が変わっても、適切な支援や指導が継続して受けられるように、ライフサポートファイルを活用し一貫した支援体制の構築を目指します。</p>
	<p><b>○教職員の専門性の向上</b></p> <p>すべての教職員に対し、特別支援教育に関する研修を実施するとともに、特別支援学級担任等に対しては、より専門的な研修を実施します。また、特別支援教育専門指導員等による巡回相談や専門家チーム会議による指導助言をもとに、特別支援教育の専門性の向上に努めます。</p>
	<p><b>○放課後等デイサービスの充実</b></p> <p>肢体不自由児や医療的ケアの必要な子ども達も通える放課後等デイサービスの充実を図るとともに、真に必要な放課後等デイサービス事業を推進します。</p>
	<p><b>○障害児事業所の指定指導(2019年～)</b></p> <p>放課後等デイサービス事業については、利用者のニーズに合った適切な支援が行えるよう、放課後等デイサービスガイドラインに基づき、その質の向上のための必要な指導を行います。</p>

関連事業 P ～

--

### コラム 放課後等デイサービス

障害児の学童保育としてのサービスが放課後等デイサービス。

数も増え、受入れ人数は充実してきた。

市内には独自サービスを行う事業所もある。

今後は質の向上が必要。